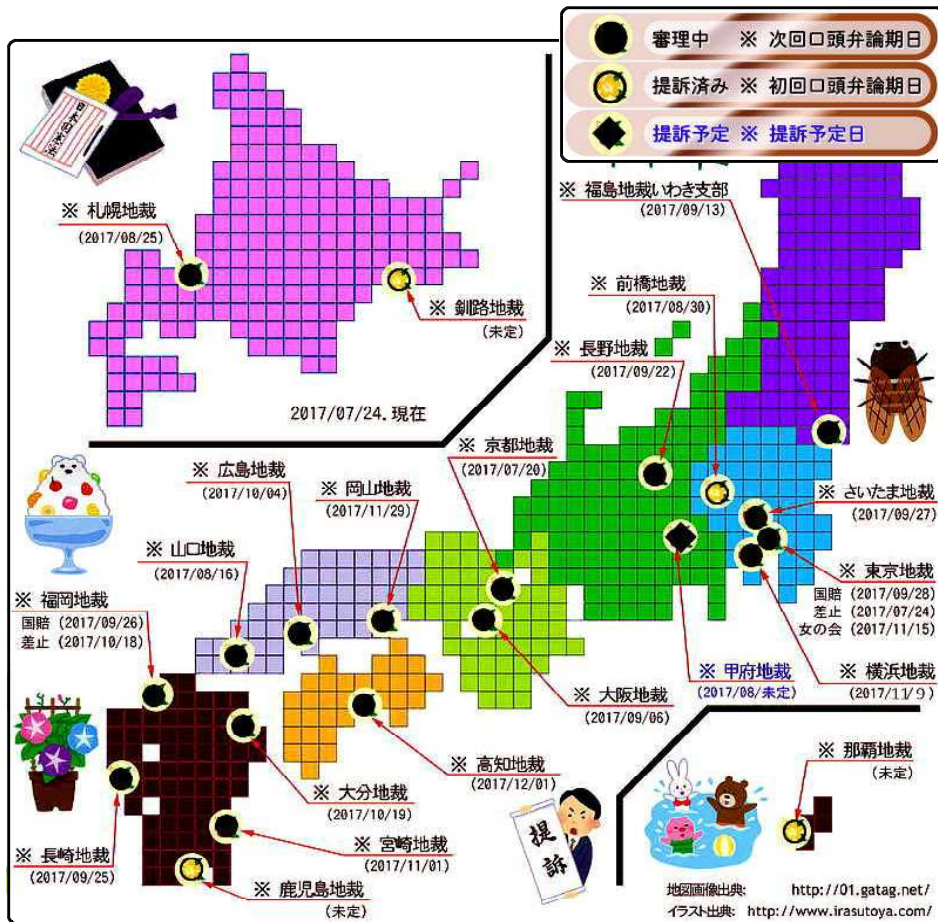


安保
あんぽいけん
 法制
 違憲
 訴訟

安保法制違憲訴訟
 かながわの会発行
 神奈川総合法律事務所
 (045) 222 4401
 創刊号 170915



全国安保法制違憲訴訟マップ
<http://ampo-kenjia.jp/>

創刊号もくじ	P
● 安保法制違憲訴訟の今後の展望	1
● ながわ安保法制違憲訴訟 これまでの裁判経過のご報告	2
● 第1回口頭弁論 意見陳述	4
● 第2回口頭弁論 意見陳述	9
● 第3回口頭弁論 意見陳述	14
● おしらせ 10.13 安保法制違憲訴訟かながわの会総会 / 11.9 第4回口頭弁論期日	20

『あんぽいけん』創刊に当たって

2015年9月19日、多くの市民の反対の声を無視して安全保障関連法案が強行採決され、その安保法は、2016年3月29日に施行されました。

安保法は、憲法の基本原理である立憲主義、平和主義に反するものです。制定により、憲法の基本原理は勿論のこと、戦後70年間にわたって培われてきた日本という「国のありよう」が根底から覆されてしまいました。私たちは、断じてこれを認めることはできません。私たちは、この神奈川の地において、集団的自衛権行使や後方支援活動実施等の差し止めを求める訴訟、国家賠償法に基づき損害賠償を請求する訴訟を、横浜地裁に提起し、司法の場で安保法の違憲性を明らかにしたい、と、「安保法制違憲訴訟かながわの会」を立ち上げました。

みなさんの中には、安保法の成立・施行により、みずからの平和的生存権が侵害されていると感じ、あるいは、外国からの攻撃やテロ等により自らの生命・身体等への危険が高まって人格権を侵害されたと考える方が多数おられると思います。横須賀基地や厚木基地の近くの住民、先の戦争に従軍した軍人やその家族、空襲による被害者、広島・長崎の原爆被害者、有事には一定の責務や協力を強いられる地方公共団体や交通関係の労働者の方などは、とりわけ切実な思いを持たれていることでしょう。

みなさん、それぞれの立場から法律の違憲性を訴えていこうではありませんか。

1 安保法制は違憲！ 全国に広がる訴訟

集団的自衛権の行使などを認め、憲法9条の実質を変えてしまう安保法制が施行されて1年半。その違憲性と危険性を訴え、司法を通じてこれを食い止めようという神奈川と同様の訴訟が、いま、全国に広がっています。

全国には50の地方裁判所がありますが、現在、そのうち20の裁判所に24件の訴訟が提起され、審理が進められています。原告数は合計6677名にのぼります。それぞれの事件で、裁判期日には多数の人たちが傍聴に集まり、原告の人たちや弁護団が、法廷で意見陳述を行い、その思いを共有し、輪を広げてきています。

いちばん最近の提訴は、沖縄慰霊の日の6月23日に那覇地方裁判所に提訴された事件で、いよいよ沖縄でも安保法制違憲訴訟の闘いが始まりました。これからも、さらに10件前後の提訴準備が、各地で進められています。

2 先行する東京の訴訟の進行状況

訴訟の先陣を切ったのは、東京地裁と福島地裁(いわき支部)に昨年4月26日に提訴された事件です。東京地裁には、国家賠償請求訴訟(国賠訴訟)と差止請求行政訴訟(差止訴訟)、そして安保法制違憲訴訟女の会が起こした訴訟があり、それぞれ3か月に1回程度のペースで裁判期日の法廷が開かれています。神奈川訴訟はこれまで3回の期日がもたれていますが東京の国賠訴訟と差止訴訟はそれぞれ4回の期日が終わり、次の第5回は、国賠訴訟が9月28日、差止訴訟が10月27日に予定されています。

そして、東京のとくに国賠訴訟は、次の9月28日の期日が、大きな節目になりそうです。というのは、この日に裁判所が、次回以降に証人尋問や原告本人尋問に入ることを決定する可能性があるからです。これらの尋問(証拠調べ)に入るということは、裁判所が、私たちの安保法制の違憲性とそれによる原告らの権利侵害の主張(言い分)を聞くだけではなく、その言い分に裏付けがあるかどうかを、時間をかけて審理しようとすることを意味します。裁判所が証人採用等を決定すれば、来年1月以降、例えば午後数時間をかけての尋問期日がもたれていくこ

とになります。

現在、東京の弁護団では、この国賠訴訟の次回期日までに基本的な法律上の主張をひととおり終え、証人や原告本人の尋問申請をする準備を進めています。その中には著名な法律家や学者その他の関係者が含まれています。裁判所が証人・原告本人の採用決定をするかどうか、どの範囲で採用するかは、この訴訟の今後の行方を左右し、さらには全国の訴訟にも影響を与えることになりましょう。

また東京では、8月10日に国賠訴訟の第3次提訴を行い、原告数は全部で1589人になりました。また同じ日、差止訴訟の追加提訴を行い、PKOの駆け付け警護等(強力な武器使用から戦闘に発展しかねない)の差止めと米軍等の武器等防護(平時に自衛艦が米艦を防護するために武器を使うなどにより戦争になりかねない)の差止めを求めました。いずれも、従来の訴訟と併合して審理が進められる予定です。

3 憲法学者の協力など、神奈川も体制強化へ

憲法学者等との連携も進んでいます。これまでに東京では、小林武(平和的生存権)、河上暁弘(安保法制違憲総論)、飯島滋明(安保法制違憲各論)、志田陽子(人格権論)、そして青井未帆(裁判所の違憲審査権)の各先生に、詳しい専門的意見書を書いていただき、すでに裁判所に提出しています。そのほかにも20人位の学者が短編の意見書を書いて下さっています。

神奈川でも、教育学の中西新太郎先生や憲法の常岡せつ子先生などが、原告となって一緒に取り組んでいただいているのは、ご存じのとおりです。

最近、東京の安保法制違憲訴訟の会では、『私たちは戦争を許さない』という本を、岩波書店から出版しました。訴訟の原告らや関係者の思い、体験などを集約したものです。安保法制と戦争を許さず、平和をめざす一人ひとりの気持が詰まった本です。神奈川でも、原告の陳述の強化を図らなければなりません。

このような活動を含めて、私たちの安保法制廃止に向けての取組を強化し、社会に広め、切り開いていきましょう。

かながわ安保法制違憲訴訟 これまでの裁判経過のご報告

弁護士：関守麻紀子

1：提訴

安保法制違憲訴訟・かながわ訴訟は、2016年9月16日、254名の原告で、横浜地方裁判所へ提訴しました。

おさらいになりますが、裁判で求めている内容は、次のとおりです。

(差止請求)

- ① 集団的自衛権の行使としての自衛隊の出動の禁止
- ② 重要影響事態法に基づく後方支援活動としての自衛隊の物品・自衛隊による役務の提供の禁止
- ③ 国際平和支援法に基づく協力支援活動としての自衛隊の物品・自衛隊による役務の提供の禁止
- ④ PKO法に基づく、安全確保業務又は駆け付け警護のための南スーダンへの自衛隊の派遣の禁止
(国家賠償請求)
- ⑤ 慰謝料として1人10万円の支払い

新安保法制法の制定により、原告らは、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を侵害されたので慰謝料の支払いを求めるとともに、もし①～④が実施されるということになれば、回復できないほどに権利が侵害されることになることから、差止めを求めています。

2：第一回口頭弁論

第1回の口頭弁論期日は、2017年1月26日に行われました。

- ① 原告は訴状を、被告は答弁書を、陳述しました。
- ② 被告国は答弁書で、「差止請求は民事訴訟ではできない、原告らの訴えは、不適法である」と主張しました。しかし、差止訴訟を行政訴訟として提起した東京訴訟においては、国は、「差止訴訟は行政訴訟ではできない、行政訴訟としては不適法である」と主張しています。訴訟ごとに態度を変えていることが明らかになりました。(被告国がいうように民事訴訟も行政訴訟も不適法である、というならば、およそ、差止めを請求する余地がないことにな

ってしまい、不当きわまりないこととなります。)

また、被告国は、新安保法制法が、従来の政府の解釈とも異なり、憲法違反である、との原告らの主張に対しては、ほとんど答弁せず、被告側の考えを主張しませんでした。

さらに、被告国は、原告らには、差止請求、国家賠償請求をするに足るだけの権利・法的利益はない、とも主張しました。

- ③ 提訴後の2016年11月に、政府が南スーダンへ派遣する部隊に対して駆け付け警護、宿营地共同防護の任務を付与したことから、原告は、第1回期日までに準備書面1を提出して、南スーダンの実情を明らかにし、戦闘状態に至る危険があること、PKO参加5原則は満たされなくなっていることについても、主張しました。

3：第二回口頭弁論

第2回期日は、2017年5月11日に行われました。

- ① 同日、原告119名での第2次提訴訴訟が第1次訴訟に併合され、1つの訴訟として審理されることになり、総勢373名の訴訟となりました。

原告は第2次提訴訴訟の訴状を陳述し、被告国はこれに対する答弁書を陳述しました。

- ② 同日の手続きで、原告は、2つの準備書面を提出しました。

準備書面2は、被告の答弁書を批判し、誠実な対応を求めるもので、

- a：被告国に対し、「民事訴訟は不適法であると主張している。集団的自衛権行使のための自衛隊の出動等は、行政処分であると主張するのか？」と、被告国の主張を明確にするよう釈明を求め(「行政処分」であるというのならば、東京訴訟における被告の主張はなりたたないことになるし、原告らの権利侵害がない、との主張もなりたたないことになる)、
- b：新安保法制は違憲であるという原告の主張

に対して、きちんと主張、反論するように求めるとともに、

c：憲法9条により戦争をしない国家に属して、人権、自由、生活を享受することを保障されてきた、原告らの権利が、新安保法制によって侵害されたことを、再度、主張しました。

裁判官から被告国に対し、原告の要請に応えるよう促す趣旨の発言がされました。

準備書面3では、平和的生存権は憲法により保障される具体的な権利として認められるべきこと、原告らが、違憲の新安保法制により、平和的生存権を侵害されることを、詳しく主張しました。

4：第三回口頭弁論

第3回期日は、2017年7月27日に行われました。

① 被告国は、原告の準備書面2に対するものとして「求釈明等に対する意見書」を提出しましたが、「自衛隊の出動等は行政処分なのか？」との問いに対しては、言葉をあいまいにして答えず、「きちんと答弁するように」、との要請に対しても、「原告らには具体的な権利の侵害がないから答弁する必要はない」、との態度に終始しました。

また、被告準備書面1を提出し、平和的生存権を否定した過去の裁判例を引き合いに出して、「平和的生存権は具体的な権利ではない」、「人格権や憲法改正・決定権も具体的な権利ではない」、と主張しました。

② 原告は、準備書面4で、新安保法制が制定さ

れた国会審議がどのようなものであったか、原告ら国民がどのように反対したかを明らかにし、準備書面5で、南スーダンPKOの問題、すなわち、南スーダンではもはやPKO5原則が維持されえないこと、駆け付け警護が国家・国家に準じる組織との武力行使に発展しうるものであること、政府による情報隠蔽等を指摘し、自衛隊による米艦防護の実施と危険性を主張しました。

5：被告国の対応

被告国は、憲法9条についての従来の政府の解釈を閣議決定によってどのように変えたか、についてすら、「必要ない」と主張して自らの立場を明確にしようとしませんし、行政処分性について神奈川と東京とで主張を変えるなどしています。国会審議における政府の説明は、「言葉遊び」と批判されましたが、同じことを訴訟においてもしている、と言わざるを得ません。

6：原告意見陳述

第1回から第3回の期日では、毎回、準備書面の主張の内容について弁護士が弁論するとともに、原告の2ないし3名の方に、憲法の下でどのようにして人格を形成し、人生を送ってきたか、それが新安保法制によりどのように傷つけられたか、を述べていただきました。原告のみなさんの意見陳述には、期せずして傍聴席から拍手がわき起こりました。

思いを言葉にして裁判官に示すことができたと感じられたからこそその拍手だったと思います。

今後の裁判の手続では、原告のみなさんの思いを、「被害」として構築し、訴えていくこととなります。

2017年1月26日 安保法制意見差止請求・国家賠償請求訴訟

第1回口頭弁論期日 意見陳述

【意見陳述1】

弁護士 福田 護

私からは、本件訴訟の意義・概要等について、原告ら代理人としての意見を申し述べます。

1 憲法9条と民主主義の蹂躪

2015年9月17日、参議院平和安全法制特別委員会は、前日に行われた横浜における地方公聴会の委員会への報告もないまま、総括質問もせず突然質疑を打ち切り、採決を強行しました。異常な混

乱と怒号の中で、鴻池委員長の声など全く聞き取れず、速記には「議場騒然、聴取不能」とだけ記録され、委員会議事録には後日になって委員長の職権で採決の内容が追記されたのでした。その異様な光景の一部始終はテレビで放映され、多くの国民の目に焼き付きました。

それは、憲法9条とともに、言論の府としての国会の機能と民主主義までも踏みにじられてしまった、痛々しい光景でした。

2 違憲立法と日本の危機

石川健治東大教授は、この安保法制の制定過程を指して、「クーデター」だと評されました。それは「法の破砕」であり、法秩序の連続性が破壊されたからだとおっしゃいます。山口繁元最高裁長官もまた、集団的自衛権の行使を認める立法は、法規範として憲法9条に骨肉化したこれまでの政府の憲法解釈を変えるものであり、違憲だと明言しておられます。

そして、行政府と立法府が暴走して、このような違憲立法を強行制定する事態は、日本の立憲主義と法の支配の根本的危機であるといわなければなりませんし、その暴走を抑止できるのは、司法府を措いてほかにありません。

3 安保法制の違憲性

私たちは、本件訴状において、主に4つの点について安保法制の憲法9条違反を主張し、その活動の差止めを求めています。

①存立危機事態における防衛出動として、他国に向いて戦争に参加する集団的自衛権の行使、②重要影響事態法に基づく、戦争をしている他国軍隊への後方支援活動として、戦闘行為の現場のそばでも弾薬の提供までできるなどの物品・役務の提供、③国際平和支援法による協力支援活動としての同様の行為、そして④今まさに焦点となっているPKO活動における駆け付け警護や安全確保業務と、これに伴う強力な武器の使用です。

これらは、自衛隊による武力の行使は、日本の領域が外部からの武力攻撃を受けた場合に、これを領域外に排除するためにのみ許されるとしてきた、これまでの憲法9条の解釈を根本から変えてしまうも

のです。これらによって日本は、海外で武力の行使をし、又はそれに至る危険を大きく拡大しました。海外で戦争をする自衛隊は、もはや憲法9条の「戦力」であることを否定し得ず、「交戦権」を否定することもできません。

4 安保法制の権利侵害性

そして、このような危険な自衛隊の活動は、私たち国民・市民の平和的生存権、人格権を侵害しています。例えば凄惨な戦争体験を持つ方は、その体験が人格の核心部分をなしています。憲法9条と平和的生存権は、戦争で失った家族や奪われた幸福の代償であり、その人にとってかけがえのない宝物です。安保法制は、日本をもう一度、戦争をする国、できる国にすることによって、その方たちの人格そのものを深く侵襲したのです。

また安保法制は、国民投票等の憲法改正手続を潜脱し、法律の制定によって憲法9条を実質的に改変してしまいました。それは、主権者である国民が自らの意思に従って、憲法の内容と条項を決定する権利を侵害したものです。

私たちは、原告らのこれら切実な思いと権利侵害を救済すること、そのことを通じて安保法制が日本を誤った道に導き、さらに私たちの権利と生活を侵害することを防ぎたいのです。

5 広がる訴訟と司法への期待

いま、このような安保法制に異を唱え続けるための訴訟が、全国各地に広がっています。司法に対する期待が、広がっています。

現在まで提訴順に、東京、福島、高知、大阪、長崎、岡山、埼玉、長野、横浜、広島、福岡、京都、山口、大分、札幌の15の地方裁判所に17件の訴訟が係属しています。原告の総数は、5195人を数えます。今年度中にはさらに3つの地裁に安保法制違憲訴訟が提訴され、その後も提訴が続けられると見込まれます。そして最も先行している東京の2件の訴訟は、まもなく第3回の期日を迎えます。

私たちは、あの強行採決を忘れない。そして、日本の司法が、この「クーデター」を完成させずに未遂に終わらせ、立憲主義の防壁となることを、心から期待するものです。

以上

原告準備書面1の内容を陳述します。

政府は2016年11月15日、南スーダンに派遣する自衛隊の部隊に「駆け付け警護」と「宿营地共同防護」の新任務を付与しましたが、現在、南スーダンは、キール大統領派とマシャール前副大統領派が武力衝突を繰り返し、内戦状態にあります。

南スーダンは2011年7月にスーダンから独立しましたが、2013年12月には、首都ジュバでキール大統領派とマシャール前副大統領派との間で大規模な内戦が勃発し、その後、大統領出身のディンカ族と前副大統領出身のヌエル族との間の民族対立も深まり、内戦は瞬く間に、南スーダン全土に広がり、村落焼き討ち、虐殺、集団レイプ、強制移住、少年兵の徴用等が行われ、死者数万人、そして全人口の2割に当たる230万人が国内外の避難民となる事態に発展しました。

その後、周辺諸国などの仲介もあり、2015年8月、キール大統領派とマシャール前副大統領派との間で停戦合意が結ばれましたが、その後も不安定な状況が続き、2016年7月8日には、首都ジュバで、キール大統領派とマシャール前副大統領派との間で大規模な戦闘が再燃し、PKOの中国人兵士2名が死亡したほか、300名以上の市民が死亡する大惨事となりました。

この内戦で、マシャール前副大統領は国を逃れ、キール大統領は、マシャール前副大統領及びその側近を閣僚から解任しましたが、マシャール前副大統領は、逃亡先の外国で、「停戦合意は崩壊した」「われわれはジュバを解放できるだけの十分な部隊を有している」などと述べ、今後、キール政権を武力で攻撃する強い意欲を示しています。

その後、2016年11月1日には、国連が停戦合意の崩壊を認める報告書を公表し、11月1日には、国連のアダマ・ディエン国連事務総長特別顧問がジュバで会見し、「民族間の憎悪が広がり、市民が標的にされるといった民族大虐殺のすべての兆候が存在している」とまで発言しています。

このように、南スーダンにおける停戦合意が完全に崩壊した、ということは国際社会の共通認識となっています。

ところが、日本政府は、「停戦合意が崩壊したとは考えていない」「PKO参加5原則は維持されている」など、国際社会とは全く異なる認識を披露し、安保法制に基づいて、自衛隊の部隊に「駆け付け警護」などの新任務を付与しました。

政府は、PKO参加5原則が維持されている限り、「駆け付け警護」などの任務を行っても憲法9条には違反しない、と説明していますので、あくまで、停戦合意が存在し、PKO参加5原則が維持されている、と強弁しているわけなのです。

内戦状態の南スーダンに自衛隊の部隊を派遣し、「駆け付け警護」や「宿营地共同防護」を行わせたらいったいどうなるのでしょうか。

大統領派も前副大統領派も、NGOの関係者や国連PKOの宿营地などを攻撃してくる可能性が十二分にあり、自衛隊は攻撃してくる兵士らと闘わなくてはなりません。武器を使用し、戦闘状態になる可能性があります。これは、憲法9条の禁ずる「武力の行使」に他なりません。

苛烈を極める南スーダンの情勢を踏まえれば、憲法違反の自衛隊の新任務については、その差し止めが認められなくてはなりません。

以上

【意見陳述3】

原告 F・R

私は、現在85才と3か月、横浜市瀬谷区で一人暮らしです。

今日、安保法制違憲訴訟の原告として、意見を述べられることに感謝申し上げます。

私は今から71年前の14才のとき、横浜大空襲を経験しました。

人の記憶は年々薄れていくものですが、この戦争体験は一生忘れることのない、いや忘れようにも忘れられない体験です。

1945年5月29日、午前9時30分頃警戒警報のサイレンが響きわたりました。この日は、月に一度の嬉しい学校の登校日で、ちょうど山手の女学校にいました。普段は銀行へ手伝いとして派遣され、勉強はほとんどしていません。学徒動員によって14才以上の者は、国のために働くことが義務付けられていました。上級生は軍需工場に行かされました。警戒警報が鳴ったので、いつもの訓練通りに、グループに分かれ家路へと急ぎました。しかしこの日は、追いかけるように空襲警報になり、みんなあわてだしました。いつも通りと違う、違う、と感じました。

私は、女学校へは、妙蓮寺の自宅から東横線を利用して通学していましたが、すでに桜木町駅は閉鎖され帰れません。小学生まで住んでいた浅間町の大叔母の家を思い出して急ぎました。しかし町内には人影もすくなく、すでに皆浅間神社の山にある防空壕に避難していたようです。その時、彼方にB29の大編隊が轟音をとどろかせ迫ってきます。低空で人影がぼんやり見えました。これまで見たことのない光景です。近くの防空壕に数人が駆け込みました。危機一髪です。

轟音と同時に、ザーっという豪雨が叩きつけるような音がして焼夷弾が雨あられのように降ってきました。焼夷弾は落ちると同時にコールタール状の油が流れ出し、それに瞬時に火がつき燃え上がります。あっという間に火の海です。もう駄目だ、と思いま

した。その時「ここにいたら蒸し焼きだ。早く出ろ。」の声で防空壕を飛び出しました。

家々は火の玉となって渦を巻いて逃げ道をふさいでいます。男の人の後について走りました。その時、おばあさんが腰を抜かしてしゃがみこんでいます。2人で腕を抱え、防火用水の水をかぶり、ただ逃げました。すごい力が潜んでいたのが不思議です。その時、直前を走っていた男の子が焼夷弾の直撃を右足に受けて、膝から下が、すっと飛びました。片足で2、3歩、ぴょん、ぴょんと跳ねて崩れるように倒れました。まだ生きていました。でも、私たちは見捨てて逃げ去りました。自分のことしか考えていなかったのか。その後ろめたさがトラウマになって、このことは、数十年、家族にも話していません。

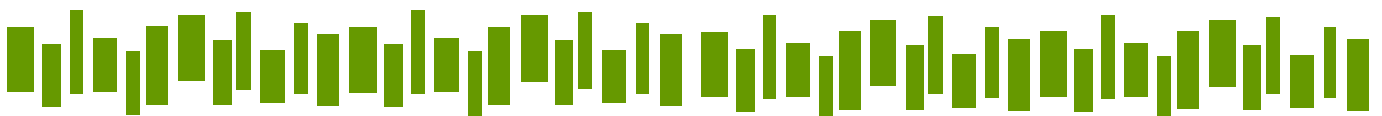
次の30日の夜に、やっと我が家に辿り着いたまま動かなくなったそうです。

逃げる途中、真っ黒になった死体を沢山見ました。真っ黒な電信柱のようでしたが、恐がりやの私でもそんなに恐怖心はありませんでした。それほど、火勢が強かったのです。そして家に帰ることで必死だったのでしょうか。その後も生きることの困難さを克服しつつ、みんな頑張りました。一生懸命、働きました。軍国少女だった私も結婚し、夫の感化で社会に目を向けることの大切さを学びました。しかし、原点は、あの空襲の体験です。いまある平和の基盤には、沢山の戦争で亡くなった方々の、血と汗の結晶が眠っていることを決して忘れてはなりません。

この原点から、平和憲法を守り広げる活動を50年以上、続けてきました。戦争をしないことを「宣言」した9条は世界でも誇れる最高の憲法です。今こそ日本がやるべき責務は、悲惨な紛争やテロを止めることです。さらにこの平和憲法を次世代に渡すことも責任と考えます。

以上の体験から戦時に逆戻りするような新安保法制の廃止を求めます。

以上



【意見陳述4】

原告 K・K

1 私は1933年東京で生まれ、幼児は信州で過ごし、小学校6年生の時、終戦を迎えました。

我が家は祖母も両親もクリスチャンであり、日曜日には子供も一緒に、車で茅野にある教会に通っておりまして。

2 終戦間際になると、わが小学校の各教室の正面には、戦勝祈願の神棚が祀られ、それを拜んでから授業が始まるようになりました。

最初の日、私は父に言われたとうり、手を合わせませんでした。するとその時、私はいきなり背後から、先生に強く張り倒されました。一瞬何が起こったのかわかりませんでした。家で話すこともできず、それからは皆と同じように神棚に手を合わせるようになりました。

3 1942年6月、日本キリスト教団のホーリネス派の主立った牧師たちが、治安維持法違反容疑で一斉検挙され、翌年4月には茅野教会の牧師も逮捕され、教会は解散させられ、建物は接收され、軍用の製縫工場となりました。

逮捕された人たちへの取調べは、過酷なものだったといえます。

数人の牧師が獄死し、我が家に親しく出入りしていた牧師さんも健康を害して、釈放後間もなく死亡されました。

弾圧は牧師だけでなく、信徒にも及びました。

私の父は逮捕拘留こそされませんでした。何日か特高の取調べを受け、我が家の蔵書は没収されました。

4 戦争は、必然的に国民に戦争協力の精神統一を求めます。戦争遂行に適しない宗教や思想は強圧的に排除される、それが戦時下のホーリネス弾圧でありました。

政府官僚の思うままに強権を振るわれ、身も心も自由を奪われ、その悔しさと無念さを経験した人たちは、戦後解放され、憲法と司法に守られる生活が如何にありがたいものか、身にしみて感じたことでありましよう。

子供ながら一億玉砕を漠然と覚悟していた私も、戦後になって先生から聞いた、戦争放棄と自由を謳った憲法の話は、新鮮な空気に生かされるような開放感に満ちたものでありました。

しかし 一昨年9月、政府は新安保法制案を可決成立させ、武器使用を認められた自衛隊が、スーダンに出て行きました。

ここにきて、どう見ても憲法9条に違反している法律がまかり通り、じわじわと憲法と司法がないがしろにされ、犯されて行くのには息苦しさを覚えます。これは無念でありつらいことであります。

どうか憲法と司法が、この国の権力暴走の防壁となり、私たちの権利を守るものとなってくれますようにと祈りつつ、私は本訴訟の原告となりました。

以上



【意見陳述5】

原告 N・S

安保法制が施行されることにより被る私の損害について申し述べます。

私は現在横須賀市内に居住しており、今後も住み続けることを望んでいます。横須賀は米国外で唯一の米国原子力空母母港であり、原子力事故のリスクを含め、米軍の駐留に伴う種々の危険を感じながら暮らしています。安保法制にもとづく集団的自衛権の行使は、米軍の作戦行動と一体化した自衛隊の戦争参加を容認することにより、これまでよりも深刻な危険を住民、市民に負わせる事態を招きます。

横須賀市職員も作成に加わった「国民保護訓練マ

ニユアル」(ぎょうせい・2012年)では、市内で爆発事件が起こり死者が出る想定が記載されています。米軍基地、自衛隊基地周辺はもちろん、久里浜の原子力発電所燃料棒製造会社周辺など、横須賀市内のいたるところが有力な攻撃対象になりうることはあきらかです。

安保法制が、米国の進める戦争に日本が参加できる体制を認めたことで、横須賀市周辺で想定される危険、住民市民が被害を受ける可能性は大きく広がっています。「国民の安全を守る」という名目で強行された安保法制は、実際には逆に、守るべき住民市民を危険にさらす愚を犯しています。安保法制を廃止することこそが、私たちが平和に生きる権利を

真に保障する方策であると思います。

安保法制にもとづいて自衛隊に新たに付与される新任務が米軍との共同作戦行動の範囲を広げることで、自衛隊の作戦行動によって生じる事故、損害から住民市民を守る保障が弱体化させられます。名護市辺野古海岸でのオスプレイ墜落事故の例であきらかなように、米軍が日本国内で起こした事故・事件の検証や責任追及は、日米地位協定によって妨げられています。安保法制があるがゆえに、日本国内で国内法の遵守が果たされないこの理不尽な事態が、自衛隊の行動にかかわる事案にも拡大される危険があります。

昨年 12 月 22 日、国家安全保障会議は平時の米韓防護に関する指針を了承し運用を開始しました。新任務に加えられた日米共同訓練等での米鑑防護の実施状況は非公表（毎日新聞 12 月 22 日付け）と報じられており、米軍との共同行動ではそうした秘密主義が常態化すると予想できます。

仮に自衛隊が購入予定のオスプレイが事故を起こした場合でも、特定秘密保護法等の運用により、米軍と同様の事態が起こりえます。海上自衛隊の日米共同訓練・共同演習への参加は 2015 年度 595 回に及んでおり、横須賀を母港とする原子力空母にも 2025 年度までにオスプレイが配備される予定といわれます。基地周辺地域の住民市民にとって、被害に遭うリスクが高まるだけでなく、正当な責任追及や損害補償の要求が法的・制度的に狭められてしまう現実的恐れがあります。日米地位協定が引き起こしている法治主義の損壊を日米共同の軍事行動全般についてまで広げる安保法制は、日常生活の安全を

損なうものと言わざるをえません。

長年にわたり教員として大学に勤務した者として、安保法制が学問の自由を侵害する恐れについても指摘したいと思います。防衛省による研究助成（安全保障技術研究推進制度）を受けた研究成果が特定秘密に指定される可能性があることが報じられています。（東京新聞 2017 年 1 月 4 日付）軍事技術に転用可能な研究は今日では広い範囲の民生技術分野に及んでおり、学問的研究の成果が特定秘密の網を被せられることで公開されなくなる危険があります。

安保法制の下で、日米の軍事研究の相互利用が拡大することは、科学研究の軍事機密化を促進させるにちがいません。さらにまた、安保法制によって変化し肥大化する軍事行動、日米軍隊の活動等について、その実態、正当性、問題を解明し検証する研究機会、研究手段が著しく制限される危険があります。特定の領域・内容にかんする知的検証、研究の自由が侵害されることは学問の自由をただちに脅かします。大学での研究活動の「一部」に不自由があることを一部にすぎないとして見過ごすことはできません。学問の自由への脅威は、それがどこに向けられたものであっても、学問研究を業とする者にとって、研究の自由を具体的に侵害するものです。

安保法制がもたらす重大な危険を回避する措置が講じられるよう強く求めると共に、憲法に掲げられた平和的生存権、学問の自由を危うくする安保法制はただちに廃止すべきであることを訴えます。

以上

2017年5月11日 安保法制違憲差止請求・国家賠償請求訴訟

第2回口頭弁論期日 意見陳述

【意見陳述1】

弁護士 関守 麻紀子

原告ら準備書面2、本件における原告らの権利侵害の基本的構造と被告の答弁書の対応の誤りについて陳述します。

1 新安保法制法の違憲性が、本件の重要な争点であること

本訴訟で、原告らは、新安保法制法が憲法9条に違反するものであることを主張し、憲法違反の法の制定によって平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害されたことに対する損害の賠償と、集団的自衛権の行使等法の実施の差止めとを求めている。

ます。

戦力の保持を禁止し、交戦権を否認し、国際紛争を解決するために戦争という方法をとることを禁じた憲法9条の下で、自衛隊の合憲性が議論されてきました。憲法9条の解釈の柱となってきたのが、集団的自衛権の行使の禁止と海外派兵の禁止という、内閣法制局を中心に積み上げられてきた憲法解釈です。かかる解釈は、確立された政府の憲法解釈として、規範性を有するものとなっています。

原告らは、新安保法制法は、政府の憲法解釈上の要諦であった集団的自衛権の行使の禁止及び海外派兵の禁止という2大原則を侵害するものであると主張しているのです。

本件の重要な争点、新安保法制法の違憲性であることは明らかです。

しかし、被告国は、答弁書において、原告らの主張は「事実の主張ではなく、争点とも関連しない」もの、「原告らの意見ないし評価にわたるもの」であって、「争点とも関連しない」とし、原告らの主張に対する認否すら行っておりません。

被告国の訴訟態度は、自ら示してきた憲法解釈に反する新安保法制法を制定した国として、また訴訟当事者として、極めて不誠実であると言わざるを得ません。

被告国は、新安保法制法が憲法に合致すると主張するのであれば、原告らの主張に対し、正面から答弁しなければなりません。被告には、その責任があります。

2 原告らの権利のとりえ

被告国は、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を否定し、「原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない。」と主張していますが、権利侵害は、侵害行為の態様・程度との相関関係により決せられるものであり、本件では、どれほど明確な違憲立法行為が行われたのか、という問題であります。

新安保法制法は、閣議決定と法律制定により憲法9条の改変を行ったものであって、憲法秩序を破壊

する行為です。憲法学者、元最高裁判所長官、元内閣法制局長官など、様々な立場の専門家が、その問題性、憲法破壊の重大性について見解を示しています。たとえば、樋口陽一東北大学名誉教授・東京大学名誉教授は、政権が「権力を掌握して独裁的に国会運営をして、実質的に憲法停止状態をつくってしまうということに」なったもの、と評しています。

このような憲法停止状態、あるいはクーデターと指摘されるような憲法秩序の転覆行為に直面した今、国民の平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権に対する侵害を考えるにあたり、過去の延長線上で議論することはできません。そして、平和的生存権は、その意義や性格が再検討されなければなりません。

このように、権利侵害を判断するにあたって、法の違憲性は、重要な争点です。被告はきちんと答弁すべきです。

3 原告らの権利侵害

新安保法制法の制定により、原告らの権利が侵害されています。

原告ら国民は、憲法9条により、戦争をしない平和な国家に属して、人権、自由及び生活を享受することを保障されてきました。しかし、新安保法制法の制定により、その地位を一面的に変容させられ、同時に主権者としての地位をも侵害されました。

新安保法制法は、日本が戦争に参加し、関与する機会を大きく拡大するものであり、また、日米新ガイドラインを実施するための、米軍支援法としての性質を有するものでもあります。第2次世界大戦後も継続して戦争を繰り返してきたアメリカの戦争に参加して、戦争当事者ないし準当事者となり、あるいはテロの対象とされて、「殺し、殺される」事態が生ずる危険は、現実的なものとなりました。

新安保法制法は、憲法9条により保障されてきた原告らの平和的生存権・人格権を侵害するものであり、原告らの主権者としての権利である憲法改正・決定権をも侵害するものです。

以上

【意見陳述2】

弁護士 齋藤 宙也

原告準備書面3の内容を陳述します。

被告は、「平和」の概念は抽象的かつ不明確で、平和的生存権は極めて曖昧なものであり、具体的権利性は認められないと主張しています。

しかし、「平和」という言葉は、国際連合憲章や日本国憲法のほか、教育基本法や自衛隊法でも随所で使用されています。そこでいう「平和」は、戦争状態や戦争準備をして対峙するような状態ではなく、戦争の恐怖や懸念から解放され、平穏に生活できる状態を意味することは明らかですから、「平和」の概念は具体的であり、明確であるといえます。

そして、平和的生存権は、次の理由により権利性が認められるべきです。

第1に、歴史における平和のための世界的な努力です。

第一次世界大戦後、世界的に各種条約の締結や国際連合の結成等により平和を実現するための多くの努力が積み重ねられてきました。平和に生きる権利は国際的にも尊重されており、その成果として日本国憲法が宣言する「平和のうちに生存する権利」が創設されました。このような歴史的経緯から、平和的生存権は基本的人権として認められるべきです。

第2に、日本国憲法の規定です。

具体的には、前文、9条および13条等第3章の規定により、平和的生存権の具体的権利性、裁判規範性が認められます。

憲法前文は、国民主権（民主主義）・平和主義・基本的人権の尊重という、わが国がよって立つべき基本原則を規定したものであり、これは、憲法本文を解釈する基準、立法の準則となるべきことはもちろん、裁判の規範とされるべきです。

9条は、平和を保障する具体的方法を示し、平和の実現を具体的に担保する規定であって、前文の平和的生存権の保障を具体化し、これを支えるものといえ、これが裁判規範性を持つことも大方の考え方です。

13条は、幸福追求権として、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利を保障していま

す。人間が平和のうちに生きることは、その人格的生存に不可欠な利益です。

まとめると、平和的生存権は、平和のうちに生存する権利を有することを確認した前文により権利として宣言され、9条によりその客観的基盤を担保され、13条をはじめとする第3章で保障される各人権条項と結合するなどして、具体的権利として確固としたものとなっていると解すべきです。

第3に、平和的生存権が多くの研究者や裁判例により認められてきたことです。

憲法研究者の間では、平和的生存権をめぐって活発な議論がされ、深められています。具体的には、「平和的手段によって平和状態を維持・享受する権利」、「国家によって人殺しを強制されない権利」、「思想・良心の自由に基づく良心的兵役拒否、軍事徴用拒否、軍事費負担拒否などに係る権利」などがあるとされています。そのような複合的な権利であることを前提として、裁判規範として認められるとの考え方が有力となっています。

裁判例においても、平和的生存権の権利性・裁判規範性を認めたものとして、これまでに4件があります。

これらの裁判例では、平和に対する憲法前文及び9条等の趣旨を正当に評価し、平和的生存権の具体的権利性及び裁判規範性を認めているもので、重視しなければなりません。

第4に、平和を守るための動きです。

平和主義に背を向けたともいえる現実政治の動きに対して、国民・市民は反対の声を上げ、行動で示しました。これは、憲法前文で宣言された平和のうちに生存する権利が国民・市民の間に根付いていることを裏付けるものであり、平和的生存権を基本的人権として認める国民的基盤があるといえます。

国家が「戦争」の権利を独占し、国民側がこれに抵抗できる「人権」がなかったとしたら、戦争を防止することはできません。この国民側の抵抗する法的手段としての「人権」が平和的生存権にほかならないのです。だからこそ、原告らは、違憲の新安法法制法による被侵害利益の第1に平和的生存権を主張しているのです。

以上

【意見陳述3】

原告 O・K

原告としての私の思いを申し述べます。

私が今いちばん気がかりなのは32歳になる現役自衛隊員の甥のことです。甥は、青森県内の高校を卒業後、地元の陸上自衛隊に入りました。

2004年、イラクに自衛隊が派遣された当時、甥は入隊したばかりでした。当時は、私の妹夫婦のことが一番気がかりでした。妹の夫（義弟）も東北の部隊で現役の隊員だったからです。あときも北の部隊から派遣が始まったのでした。妹夫婦のご近所だった隊員がイラクに行ったので、次は義弟の番ではないかと、妹は心配し、不安を募らせていました。

身内に二人も隊員がいるのですから、私自身も気が気でなく、派遣反対の署名や集会、デモに家族ぐるみで取り組みました。幸い特措法によるイラク派遣は2年半で終わり、彼らが派遣されることもなく済みました。自衛隊が一人の犠牲者も出さずに済んだのは幸いでした。

ですが、それでもPTSDで苦しんでいる隊員が多く、自ら命を断った人もいと聞きます。無事で良かった、という話では全くないと分かりました。宿営地に着弾したことも知らないまま、家族は不安な日々を過ごしたはずです。

義弟は数年前に定年を迎えたので心配の一つは減りました。

甥は兄の三男です。地元で3年勤務し、北海道の隊に移って2年勤めたあと、一度退職しました。店長の仕事がある、と親を説得し、首都圏のコンビニで4年ほど頑張ったのです。しかし、うまくいかずに、最初の部隊に入り直すことになりました。地方は働き口が限られています。悩んだ末の決断だったはずです。

安保法制施行後の昨年秋、数年ぶりに会ったとき、甥は昇進のための長期研修を終えた直後で、精悍で厳しい顔に変わっていたので驚きました。南スーダ

ンについては、父親に、「自分に行くつもりはない」と話していたそうです。ですが、今はその気持ちでも、海外派遣を拡大するために「戦闘」の事実を隠すような政府の指示によって行かざるを得なくなった時、遅れを取り戻したい甥にとって、行かないという選択肢が残されているとは思えません。

兄嫁や兄の次男と夜遅くまで話し合いました。次男が家業の林檎園を継いでいます。その兄の次男に、次のように頼みました。「『迷ったら、家に帰って来い。一緒に畑をやろう。』——そう弟に言ってやってくれ。」と。

次男は目を真っ赤にして聞いていました。弟のことを案じて彼も苦しかったのです。

南スーダンは撤収が始まりました。しかし新たな火種を近くに抱えています。

しかも、政府は、危機を避ける外交努力を怠って、むしろ緊張を煽るようなメッセージを繰り返しています。

神奈川には米軍や自衛隊の基地がたくさんあります。私の家は厚木基地と横須賀を結ぶ飛行ルートに当たり、第2次安倍政権で飛ぶ数が格段に増えたと実感します。飛行機が見えると足を止めて、訓練が訓練でなくなる時が来るのでは、とってしまします。今まで、あれは人の命を奪う兵器だ、と思わないようにしていました。ですが、あれが飛んでいく先には生きた人間がいます。そう想像して、胸がザワザワします。恐怖としか言いようがありません。

隊員の家族は、違憲の法律で派遣されることは不合理だと思っても、声を上げることはできません。職を失うことを恐れるからです。兄たちの苦渋は他人事ではありません。甥を赤ん坊のころから知っている私にとっても、彼が命の危険を冒すことは耐えがたいのです。ですから原告に加わりました。

どうか、安保関連法が日本国憲法に照らして許されないものであることを、この法廷において明らかにして下さることを心から望みます。



【意見陳述4】

原告 K・Y

私は、1944年、終戦の前年に東京で生まれました。空襲のたびに、防空壕を出たり入ったりして赤ちゃん時代を過ごしたということです。二つ上と三つ上の兄が2人いたので、終戦の日には、「この子たちを死なせずにすんだ」と涙を流して喜んだと母から聞いています。小学校に、入学するときも、卒業するときも、先生たちから「あなたたちが生まれたときは、戦争でお父さん、お母さんがどんなに苦労をしたか」と聞かされ、お母さんたちが泣いている情景を覚えています。お父さんが戦死して顔を知らないという友人もたくさんいました。とにかく「戦争はダメ」とずっと聞かされて育ちました。だから戦争に向かうことには絶対反対です。

私が東京から座間に越してきたのは、1974年ですが、越してきて近くに厚木基地、キャンプ座間の米軍基地があることを知りました。それを特に意識したのは、1977年の横浜市緑区（当時）の米軍機墜落事故です。幼いユウ君、ヤス君をはじめそのお母さんの和枝さんなど住民が犠牲になりました。その事故の中で、墜落前にパイロットはパラシュートで脱出し、救出に来た海上自衛隊のヘリコプターはかすり傷の米軍パイロットを救出し、大けがの住民たちは、近所の人たちが、救急車を呼んだことや、林和枝さんが全身やけどで苦しんで闘い、亡くなったことなど新聞や本で読み、米軍や日本政府の理不尽さ、とりわけ、軍隊というものの理不尽さを強く感じました。その気持ちは、今も持っています。

私の住む座間には、キャンプ座間があり、2008年に米軍第一軍団司令部が発足し、自衛隊の司令部も朝霞から移駐し、米軍と自衛隊の司令部が一体化して、戦争法を指揮する大本があります。司令部の中核があるということは、戦争状態になったら、攻撃の対象になるのではないかと、テロの対象になるのではないかとという恐怖、不安を感じています。最近、基地の外に住む米軍関係者が増え、我が家の3軒先にもYナンバーの車は止まっており、市民生活

の中に米軍関係者が入ってきていることにも不安と怒りを感じています。

安保法制は日本を戦争ができる国にしてしまうものであること、多くの国民の声を無視して強引に決めたことや、広く国民に知らせず、国民が納得したものではないことなどから安保法制はおかしい、憲法違反であると強く思います。

昨年11月には、戦闘の危険のある南スーダンに自衛隊が派遣されました。自衛隊員も家族も決して、武器を持って、外国に行って、闘うことは考えていなかったはずで、自衛隊員の家族の「不安で胸が張り裂けそう」「殺されたり、相手を殺したりと思うとやりきれない」という思いを報道で知り、本当にあってはならない事態だと思います。自衛隊員のお母さんが、違憲訴訟にも踏み切りましたが、勇気ある行動だと思うし、応援したいと思っています。

今回、3月10日に撤収することが発表され、撤収が始まりましたが、政府自身が、南スーダンに戦闘の危険があると認めたからだと思います。そのような地域に一時であっても自衛隊員を派遣したこと、自衛隊員が現地で人を殺したり、殺されたりする危険に曝されたことに、自分のことのように恐怖と怒りを感じます。

私は、子どもが大好きで、保育園や学童保育で働いてきました。この安保法制で、大好きな子ども達が戦争に巻き込まれるのではないかと危惧しています。私は、憲法の下では誰一人として、戦争で人を殺したり、殺されたりすることはないと信じて生きてきました。しかし、今、その大前提が崩されようとしていることに大きな不安を感じております。

「だれの子どももころさせない」この思いで、憲法を守り生かし、平和な日本を引き継いでいきたいです。そのために裁判官のみなさんには、戦争へつながる安保法制が憲法違反の法律であることを認めていただきたいです。

以上

第3回口頭弁論期日 意見陳述

【意見陳述1】

弁護士 岩井 知大

新安保法制の制定過程における違憲、違法な国会審議について主張した原告ら準備書面4につき口頭で下記の通り補充する。

1 一括審議

新安保法制法案は、11の法律を2つにまとめ、国会での一括審議に付された。

審議が進むにつれ、法案の違憲性、立法事実の不存在等、法案の問題性が明らかになり、それにしたがって国民の反対の声も日に日に大きくなっていったが、政府、与党は、成立を急ぎ、数の力で強行採決するに至った。

その制定過程は、新安保法制法の内容に疑問を持ち、反対する原告ら国民・市民に対して、国務大臣及び国会議員として十分な説明を行い、国民の納得を得るような審議を尽くしたものと到底いえないものであった。

以下では、時系列に沿って述べる。

2 衆議院における審議

安倍首相は、2015年4月29日（日本時間30日未明）、ワシントンの米上下両院合同会議で演説し、新安保法制法の成立を「この夏までに必ず実現します」と公約し、同年5月14日、新安保法制法案を閣議決定し、同月15日、法案を国会に提出した。そして、同月19日、衆議院本会議において、新安保法制法案を審議する特別委員会の設置が、自民党、公明党などの賛成多数で議決された。

同年5月26日、新安保法制法案は、衆院本会議で審議が開始された。

新安保法制法案は、専守防衛を柱とする戦後日本の安保政策を大きく転換しようとするものであるから、国会に提出した以上、慎重に、十分な審議を尽くさなければならなかった。

しかし、集団的自衛権行使の要件についてまともな議論に応じようとせず、国民への丁寧な説明など全くなされなかった。枚挙にいとまがないが一例

を取り上げると、衆議院特別委員会では、他国に対する攻撃であっても「わが国の存立が脅かされるから、これを防衛するのは専守防衛」というのが首相の説明だが、自国が攻撃されていないにもかかわらず「自衛権」行使が可能とするのは、従来の政府の解釈の変更であることは明らかであるにもかかわらず、この点について否定をするばかりで議論には応じず、議論は一向に深まらず、国民の疑問は解消されぬままであった。

そして、同年6月4日、衆議院憲法審査会において参考人質疑が開かれ、招致された3名の憲法学者からも、新安保法制法案は違憲である旨、言明するに至った。それにも関わらず、政府側は、野党の違憲な法案であるとの指摘に対し、中谷元防衛大臣が「憲法解釈は行政府の裁量の範囲内」と反論したが、この説明は「政府が合憲と判断したから合憲だ」と主張するのに等しいものであり、政府は、参考人・憲法学者の「違憲」との指摘を正面から受け止めようとはしなかった。政府側が自ら招いた著名な学者3名が皆、違憲であると明言しているにもかかわらず何故、この法案が憲法下において制定できるかについての国民の当然の疑問は無視され続けることとなった。

衆議院特別委員会での審議が開始されてから約1か月間の間に、答弁不能などにより審議中断が54回に上ったことから明らかなように、衆議院特別委員会は、破綻した首相や大臣らの答弁を取り繕うことに終始したものとわざるを得ず、国民に対する十分な説明がなされたとは到底言えないものであった。

このような政権側の国民無視の態度を受けて、全国各地で新安保法制定に反対する大規模な抗議行動が行われた。また共同通信社の6月12日の全国電話世論調査では、新安保法制法案に反対との回答が58.7%となり5月の前回調査から11.1ポイント増加し、法案の今国会成立に反対との回答も63.1%に上り、国民の十分な納得は得られていないことは明白だった上、野中広務氏や山崎拓氏等、自民党でかつて要職を務めた複数の自民党内閣の関

係者からも政権側の審議の進め方に異論が噴出して
いた。

それにもかかわらず、同年7月16日、衆議院本
会議で強行採決により可決され、参院に送付される
こととなった。

これを受けて同年7月24日には、首相官邸を包
囲する大規模なデモが行われ、7万人が参加し、全
国各地で抗議行動が行われた。

3 参議院における審議

同年7月27日、参議院本会議における審議が開
始された。

本会議では、衆議院における審議と同様、新安
保法制法案の「違憲性」が相次いで指摘された。安
倍首相は、憲法学者らが一致して「集団的自衛権の
根拠にはならない」と指摘しているにもかかわらず、
1959年の砂川事件最高裁判決を持ち出して、法
案は「憲法に合致したもの」と強弁するなど、破綻
した議論を繰り返す答弁に終始した。参議院特別
委員会での審議においても、政府側の答弁不能による
審議中断が繰り返され、審議の中断は114回に及
んだ。

そして、同年9月3日、元最高裁長官の山口繁氏
が、共同通信の取材に応じ、新安保法制法案につ
いて「集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と
言わざるを得ない」と述べた。政府、与党が195
9年の砂川事件最高裁判決や1972年の政府見解
を法案の合憲性の根拠と説明していることを「論
理的な矛盾があり、ナンセンスだ」と厳しく批判
した。「憲法の番人」である最高裁の元長官が、
こうした意見を表明するのは異例であり初のこと
である。

安倍首相は、米艦船輸送中の邦人保護やホルム
ズ海峡における機雷除去を例に出しての立法の必
要性

を説明したが、邦人保護に関しては邦人不在の艦
船についても保護する可能性を認め、機雷除去に
至っては自ら現実の問題として発生することは
想定していないと否定するなど、審議の過程で
その説明は完全に破綻するに至った。

それにも関わらず、強硬に法案を成立させよう
とする政権側の姿勢に危機感を感じた国民は、全
国各地で反対行動を起こした。同年9月16日
には、国会周辺には3万5千人を超える国民が
終結し、国会議事堂に向けて反対の声を上げた。
日弁連は、「集団的自衛権の行使等を容認する閣
議決定を撤回し関連法律の改正等を行わないこ
とを強く求める請願署名」38万7220筆を集
め、衆議院・参議院に提出した。更に一般市民
のみならず法曹、学者有志も「オール法曹、
オール学者」300人記者会見や、全国87大
学、253人の大学教員による「100大学有志
の共同行動」などを始めとして、新安保法案
廃案は国民的な世論となっていた。

4 強行採決

しかし、同年9月19日、テレビでも中継され
た、異常な混乱と怒号のなかでの参議院安保法
制特別委員会で強行採決、更には参議院本会
議に緊急上程の上での強行採決により可決され
、新安保法制は成立した。

新安保法に対する、近年では稀にみる全国的
な廃案を求める国民の声を全く反映させること
なく、十分な説明もなしに、政権は強行的に
新安保法を成立させた。新安保法は立憲主義
に反するのみならず、国民の大多数が望ま
ないにも関わらず、一部の権力者だけの意
向によって成立した法律であり、これは民
主主義の濫用そのものである。

以上

【意見陳述2】

弁護士 福田 護

原告準備書面5に関し、新安保法制法の実施に伴
い明らかになってきた重要な問題点について、代
理人としての意見を述べます。

新安保法制法が昨年3月29日に施行されて1
年余の間に、私たちは、今から述べる二つの実
際の適用例を経験することになりました。どちら
も、憲法

9条の禁止する「武力による威嚇又は武力の行
使」に至りかねないたいへん危険な状況に、自
衛隊員、日本という国、そして一人ひとりの
国民・市民を直面させたものでした。

1 PKO駆け付け警護等の問題について

現在、南スーダンPKOに関する自衛隊の内部
文書の開示問題が、大きな政治問題になって
います。焦点になっている文書は、南スー
ダンへの自衛隊派

遣部隊が毎日作成して陸上自衛隊中央即応集団司令部に報告していた「日々報告」と同司令部が作成していた「モーニングレポート」で、そこには、特に昨年7月8日から11日の首都ジュバにおける政府軍と反政府軍との間の「激しい銃撃戦」や「戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘」など、現地の具体的状況が生々しく記載されていたのです。自衛隊の宿営地の目と鼻の先のトルコビルでも激しい銃撃戦、戦闘の継続があり、中央即応集団司令部として「最悪のケースを想定した対応についても準備を検討」する、つまり、自衛隊が戦闘に巻き込まれ、あるいは外国の軍隊とともに宿営地共同防護のための武器使用を行う事態を想定して準備を検討せざるをえないほど緊迫した状況だったのです。

さらに同時期、国連PKO（UNMISS）司令部近くのテラインホテルでは、宿泊していた多数の外国人援助関係者らが政府軍の攻撃によって殺傷、レイプ、略奪等の非人道的な被害を受ける事件が発生したのですが、UNMISS司令部から救護の自動要請（駆け付け警護の要請）を受けた他国の部隊は動きませんでした。これは、駆け付け警護がいかに危険なものかをまざまざと示すものですが、同時にその敵対勢力は南スーダン政府軍であることも見逃してはならない事実です。

これらの事実は、南スーダンの現状ではPKO参加5原則がもはや妥当しないことはもちろん、駆け付け警護や宿営地共同防護が、国家又は準国家に対する武力の行使に至る現実的危険性を示しています。

そしてさらなる重大な問題は、政府は、南スーダンがこのような状況にあることを自衛隊の保有する資料や国連をはじめとする国際機関の報告から把握していたか、あるいは容易に把握できたにもかかわらず、自衛隊の撤収をするどころか、敢えて危険な新任務を付与して第11次隊を南スーダンに送り込んだということです。そればかりか、その危険な状況を示す自衛隊の保有文書を、国民の目から殊更に隠そうとしていたのではないかという重大な疑惑が、いま深まっているのです。それは、日本の国と国民・市民の命運を左右するような情報の、政府による隠匿や操作という、新安保法制法をめぐる根本的かつ普遍的な問題に、私たちが早くも直面し

ているということにほかなりません。

2 米軍の武器等防護の実施について

自衛隊法95条の2の新設規定は、もともと2014年7月閣議決定のときから、識者によってその危険性と憲法9条違反性が、強く指摘されてきたものです。

これは、自衛隊が米軍等と共同訓練などを行っている際に、米軍艦船等に武力の行使に至らない侵害行為があったときに、米軍艦船等の警護を命じられた自衛官が自衛隊の武器を使用することができるとするもので、その侵害に対する自衛隊艦船のミサイルによる迎撃までも含まれるものです。この武器使用は、現場の自衛艦の判断によって行われますが、相手国等から見れば自衛隊が米軍を守るために反撃してきた場合と異ならず、実質的な集団的自衛権の行使になりかねません。

そして、去る5月1日から3日にかけて、アメリカと北朝鮮の対立関係が緊迫化し、アメリカの空母打撃群が北朝鮮に圧力を加えるために日本海に展開する状況の下で、防衛大臣は、自衛隊最大級の護衛艦など2隻に、米軍補給艦に対する警護を発令、実施させました。これは明らかに、北朝鮮に対し、日本が米軍の支援者としてその軍事的対立当事者となる立場を鮮明にしたものにほかなりません。

しかも、政府（国家安全保障会議）が昨年12月に策定した自衛隊法95条の2の運用指針では、一般への情報の公開については、自衛隊や米軍等に対する具体的な侵害等の特異な事象が発生した場合に事後的に公表とするのみで、それ以外は政府の裁量に委ねられています。したがって、ここでも重大な情報が国民に閉ざされたまま、国と国民の命運を左右する事態が生ずる危険を否定できないのです。

以上のとおり、新安保法制法の適用・運用としてこの間に行われた二つの事例を見るだけでも、その制定による原告らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権の侵害が、具体的危険性をもって裏付けられるのであり、この新安保法制法からの司法的救済がどうしても必要であると考えます。

以上



【意見陳述3】

原告 O・H

私は、高校卒業まで、山梨県で生まれ育ちました。小学校入学が1950年でした。生家に、昭和初期に発行された「小学生全集」全54巻があり、総ルビでしたので、「源平盛衰記」「太平記物語」「陸軍と陸戦の話」「海軍と海戦の話」「明治大帝」などを胸躍らせて読みました。

いわば、遅れて来た「愛国少年」でした。

学校は、新憲法と教育基本法の下、意気と熱のある先生方も多く、楽しい毎日でした。

年に数回、高学年全員が約1時間歩いて小さな峠を越え、町の映画館へ「原爆の子」や「二十四の瞳」を見に行きました。今振り返ると、「反戦映画」が多かったのは、戦争への反省から、「教え子を再び戦場へ送るな」という意思が、教育関係者に強かったからではないかと思えます。

しかし、「愛国少年」の私は、すぐには変わりませんでした。

変化の兆しは、県立高校へ進み、ここでも学年ぐるみ映画鑑賞で、大岡昇平原作「野火」を観た頃から、現れ始めたと思えます。

冷静な戦略的状況判断を欠いたまま、有無を言わせぬ軍国的精神主義で、南太平洋に拡大された戦線。食糧補給の途絶えた島に取り残された日本兵は、先に死んだ戦友達の肉を、猿の肉だと偽り、或いは思い込ませて食べる事で、生き延びようとしてきました。が、それも虚しかったのでした。

作家の実体験に基づく映画は、戦争によって、大日本帝国という国家が滅亡していく過程で、飢えた兵士達相互の人肉食という悲惨な事実があったことをまざまざと描いていました。衝撃でした。

当時、私は、花形だった理系志望でしたが、人肉食は本当にあったのか、何のために戦争をしたのか、誰が戦争を始めたのか、どうして止められなかったのか、一体全体戦争とは何なのかなど、次々とわき上がってくる疑問に答えを求めらるようになっていきました。

結局、大学では史学科に入りましたが、そう簡単に答えは見つかりませんでした。殺し合いに答えはなく、勝っても負けても、虚しいということは解りました。

「愛国少年」が「反戦少年」になり、ついには「非戦老年」です。

多くの戦争は、自国の存続を理由に始まります。

日本のアジア・太平洋戦争の開始の理由もそうでした。ここに国家主義の落とし穴があります。国家を存続させるために、国民（人民・個人）を殺すのはやむを得ないと思込ませるのです。全く逆の考え方です。

その手続として教育とメディアと司法が使われず。もっとも日本の場合は、皮肉にも300万人以上の国民が死に、国家も滅びました。

私は、非力ながら40余年、歴史教師として高校の教壇に立ってきました。主として戦争史と女性史を中心に、世界史と日本史を担当しました。

そうした経験から、安倍晋三内閣が強行した、集団的自衛権行使と戦争関連法規は、近現代の戦争を起こした権力者の共通したやり方だと考えます。

それは、法律と規則で憲法を停止し、戦争と反戦活動の弾圧を合法化するのです。ナチスのアドルフ・ヒトラーの「全権委任法」が、その典型です。

その過程で司法の果たした役割も見逃せません。

日本には、残念ながら、現在に至るまで、憲法裁判所がありません。しかし、ないからと言って、裁判所が「政治問題」などを理由に、違憲判断を避けて良いはずはありません。

憲法98条には、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律・命令・詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と明記されているのですから。

どうぞ裁判所は、遅きに失しないように、この段階で、勇気をもって、「その良心に従い独立してその職権を行う（日本国憲法76条）」よう、強く希望します。

以上



【意見陳述4】

原告 T・S

1.自己紹介と原告としての立場

原告のT・Sです。今日は意見陳述の機会をお与えいただき、ありがとうございます。

私は、30年間大学で、憲法を教えてきました。また私は、2人の子どもを持つ母親でもあります。原告としての私の立場からは、安保関連法制は、日本国民、とくに私が教えてきた大学の学生や私自身の子どもたちのような若者の平和的生存権を現に侵害し、同時に、その親や教員らの平和的生存権も侵害しているということに焦点をしばって訴えたいと思います。

2.安保関連法制が国民の平和的生存権を侵害すること

安保関連法制は、これまで日本政府によってさえ違憲であるとされてきた集団的自衛権の行使を可能にし、PKOでも、「駆け付け警護」や「任務遂行のための武器の使用」が認められるなどしたことにより、日本が武力攻撃の対象となり、またテロの標的となる危険性を大幅に増大させたことは、改めて言うまでもありません。安部首相は集団的自衛権の行使を認めるのは、「国民を守るため」であると言っていますが、実際は、反対に国民を危険にさらすことになっており、標榜された法の目的と手段との間に大きなずれが生じていると言わざるを得ません。

私は、前文が日本国憲法を制定した目的の一つに「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」を挙げていることから、国は軍力では決して国民を守ることはできず、軍力はそれを行使した相手国の国民の生命や幸福な暮らしを根底から破壊すると同時に、自国の国民の生命や幸福な暮らしをも根底から破壊するということを、アジア・太平洋戦争の実体験から日本国民が学んだからこそ、憲法前文で平和的生存権が保障され、この平和的生存権を確保するための最低限の手段として9条が制定されたと理解し、大学の授業でもそのように教えてきました。

安保関連法制定により、私の学生や子どもたちのような若者が戦闘の中で理不尽に命を奪い、また奪われるようになることは、親や教員の立場にある者として、耐えがたい大きな精神的苦痛を覚えています。

私は母親として、戦前の日本のように、戦争の中で他者の命を奪い、また自己の命を落とすような人間にするために子どもを産み育ててきたわけではなく、また教員としても同様に、戦争の中で他者の命を奪い、また自己の命を落とすような人間にするために学生達を教育してきたわけではありません。

日本国憲法前文は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べています。ここで言う「恐怖」の最たるものは、言うまでもなく戦闘行為の中で、国が「敵」とみなした相手の国の軍力によって自らが殺されることであり、自分の意思に反して相手国の国民を殺すよう命ぜられること、また実際にそのようなことが起きるのではないかという恐怖と不安を抱きながら日々暮らすことです。安保関連法制の成立によって国民、とりわけ若者や、私のような親たち、教員たちが抱えている恐怖は、決して漠然としたものではなく、差し迫ったものであり、すでに現実のものとなっています。

3.平和的生存権の裁判規範性

従来平和的生存権は、前文に規定されているので、裁判規範性をもたないとされてきました。前文は、憲法の理念や基本原理を宣明したものであり、裁判上の救済が与えられる具体的権利の性格は、もたないというのがその趣旨です。しかし、憲法の理念や基本原理は、本文中にも、たとえば基本的人権に関する総則的規定である11条、12条、13条、97条においても宣明されています。前文も日本国憲法の一部ですので、前文に定められているということのみをもって、平和的生存権は、裁判規範性をもたないと断ずることはできないと思われます。

また「平和」の概念は人によって様々であり、一つに確定できない、つまり平和的生存権は抽象的で曖昧だから裁判規範性をもたないとも言われてきました。しかし、憲法本文の中で保障されている人権もまた同様に抽象的で曖昧なものはいくらでもあります。たとえば憲法20条で保障されている信教の自由における「宗教」の概念は、抽象的かつ曖昧で、人によって様々に定義づけることができるものです。信教の自由が曖昧なものであっても、そのことによって、信教の自由に裁判規範性がないと言われることはありません。これと同様に、平和的生存権も、単に曖昧であるからという理由で、裁判規範性

が否定されることにはならないはずです。さらに言うならば、9条と合わせ読むと、平和的生存権の権利内容や外延は自ずと明確化され、安倍首相の言う「積極的平和主義」の「平和」は、軍事力によって実現される"かぎ括弧付き"の「平和」であり、日本国憲法の言う「平和」とは全く異質のものであることが明らかになります。

**4.日本国憲法は付随的違憲審査制をとっているが、
憲法判断を行うべきこと**

日本国憲法の下では、司法裁判所に違憲審査権が与えられているので、違憲であるかどうかの判断は、

具体的権利侵害がある場合にしか行えないとする付随的違憲審査制をとっています。したがって、安保関連法制が具体的権利を侵害しているかどうか問題となりますが、平和的生存権は、さきに述べましたように、裁判規範性をもつ基本的人権の一つであり、安保関連法制は日本国民とりわけ若者の具体的権利としての平和的生存権を現に侵害し、かつ私のような親や教員らの具体的権利としての平和的生存権も侵害していますので、「憲法の番人」である裁判所は、憲法判断を回避することなく、安保関連法制が違憲であるという判断を下してくださいませようお願い申し上げます。 以上

歴史に名を残す



(C) ほうごなつこ / Twitter @nasukoB

安保法制違憲訴訟かながわの会 総会 & 訴状学習会

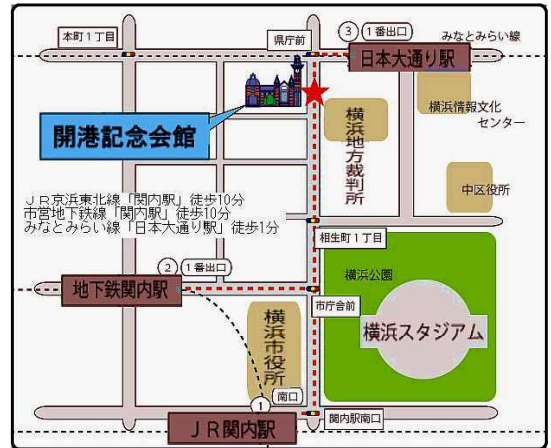
10月13日（金）

18:00 開場

18:30~20:30

横浜市開港記念会館講堂

訴状学習会では、安保法制法の内容や、人格権、平和的生存権、
憲法改正決定権等、内容が難解ですが 弁護団の福田弁護士が
わかりやすく解説します



第4回口頭弁論期日

11月9日（木）

9:15集合・抽選

横浜地方裁判所

10:00開廷

安保法制違憲訴訟かながわの会 発行

URL : <https://www.anpoikenkanagawa.com/>

■共同代表

弁護士：岡田尚 弁護士：石黒康仁 弁護士：森卓爾 弁護士：福田護
齋藤龍太（憲法九条やまとの会事務局長、医師）
中西新太郎（横浜市立大学教授）
中森圭子（憲法フォーラム共同代表）
福田裕行（憲法共同センター）

■連絡先

〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7 4階 神奈川総合法律事務所
担当弁護士：神田護 tel.045-222-4401 fax.045-222-4405
〒231-0021 横浜市中区日本大通17 8階 横浜合同法律事務所
担当弁護士：関守麻紀子 tel.045-651-2431 fax.045-641-1916